

第36号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

< 条例改正の概要 >

(1) 保険料率等の変更

① 基礎賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度		平成29年度(案)		平成28年度	
第15条の4 第15条の8	保険料率	均等割	38,400		35,400		
		所得割	7.47/100		6.86/100		
	賦課割合	所得割	61	39	61	39	
		均等割	540,000		540,000		
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	26,880		24,780		
		5割減額(2号)	19,200		17,700		
		2割減額(3号)	7,680		7,080		

② 後期高齢者支援金等賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度		平成29年度(案)		平成28年度	
第15条の12 第15条の16	保険料率	均等割	11,100		10,800		
		所得割	1.96/100		2.02/100		
	賦課割合	所得割	60	40	61	39	
		均等割	190,000		190,000		
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	7,770		7,560		
		5割減額(2号)	5,550		5,400		
		2割減額(3号)	2,220		2,160		

③ 介護納付金賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度		平成29年度(案)		平成28年度	
第16条の4 第16条の5	保険料率	均等割	15,600		14,700		
		所得割	1.39/100		1.35/100		
	賦課割合	所得割	49	51	50	50	
		均等割	160,000		160,000		
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	10,920		10,290		
		5割減額(2号)	7,800		7,350		
		2割減額(3号)	3,120		2,940		

④軽減対象となる所得基準額の引上げ

(単位:円)

条文および区分		年度	平成29年度(案)	平成28年度
第19条の2	5割減額(2号) 所得基準額算定式		270,000	265,000
	2割減額(3号) 所得基準額算定式		490,000	480,000

(2)その他の変更

地方税法の一部を改正する法律および所得税法等の一部を改正する法律により、関係政令が改正されたことをうけ、保険料の所得割額算定の際等に用いられる所得金額(他の所得と区分して計算される所得)について、下記①～③の改正を行う。

- ①「他の所得と区分して計算される所得の金額」のうち、「上場株式等に係る配当所得の金額」について、申告された特定公社債等に係る利子所得についても算定の基礎に加える。
- ②「他の所得と区分して計算される所得の金額」のうち、「株式等に係る譲渡所得の金額」について、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に区分して算定の基礎とする。
- ③「他の所得と区分して計算される所得の金額」に、新たな区分として「特例適用利子等の額」および「特例適用配当等の額」を加えて算定の基礎とする。

(3)施行期日

平成29年4月1日

新旧対照表

○品川区国民健康保険条例

新	旧
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)</u>、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する<u>一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)</u>、同法附則第35条の2の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)</u>、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、<u>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)</u>第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。第19条の2第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、<u>外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互</u></p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第15条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第6項に規定する<u>株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項もしくは第15項または第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)</u>、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>

新	旧
<p><u>免除法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額</u>、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第15条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>（第2項省略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 <u>100分の7.47</u></p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万8,400円</u>（第2項省略）</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 <u>100分の1.96</u></p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万1,100円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の60</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の40</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額とする。</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 <u>100分の1.39</u></p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万5,600円</u></p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 <u>100分の6.86</u></p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万5,400円</u></p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 <u>100分の2.02</u></p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万800円</u></p> <p>2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の61</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の<u>100分の39</u>に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額とする。</p> <p>第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 所得割 <u>100分の1.35</u></p> <p>（2） 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>1万4,700円</u></p>

新	旧
<p>2 前項第1号の<u>所得割は、介護納付金賦課総額の100分の49</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の<u>被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の100分の51</u>に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額とする。</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）および第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定により被保険者資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項または第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）</u>、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則<u>第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用</u></p>	<p>2 前項第1号の<u>所得割は、介護納付金賦課総額の100分の50</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の<u>被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の100分の50</u>に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額とする。</p> <p>（保険料の減額）</p> <p>第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）および第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>（1）世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者（法第6条第8号の規定により被保険者資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額または同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項または第5項の規定を適用せず、<u>また</u>、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項または第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額および他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る<u>配当所得の金額</u>、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則<u>第35条の2第6項</u>に規定する<u>株式等に係る譲渡所得等</u>の金額（同法附則<u>第35条の2の6第11項もしくは第15項または第35条の3第11項</u>の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項</p>

新	旧
<p>がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項または第35条の3第13項もしくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万6,880円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>7,770円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万920円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、<u>27万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万9,200円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>5,550円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>7,800円</u></p>	<p>に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額および租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万4,780円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>7,560円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万290円</u></p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、<u>26万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万7,700円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>5,400円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>7,350円</u></p>

新	旧
<p>(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、<u>49万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>7,680円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2,220円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>3,120円</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の第15条、第15条の4、第15条の12、第16条の4および第19条の2の規定は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、<u>48万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者</p> <p>ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>7,080円</u></p> <p>イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2,160円</u></p> <p>ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2,940円</u></p>

国民健康保険制度の広域化へ向けた動向

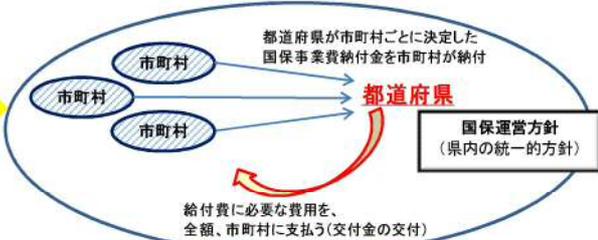
1. 国民健康保険の運営の在り方の見直し（広域化イメージ及び役割）

【現行】市町村が個別に運営



・国の財政支援の拡充
・都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす。

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



(構造的な課題)
・年齢が高く医療費水準が高い
・低所得者が多い
・小規模保険者が多い

出典：厚生労働省資料(抜粋)

○詳細については、引き続き、地方との協議を進める

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	○都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進	
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・財政安定化基金の設置・運営	・国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理 (被保険者証の発行)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	・給付に必要な費用を、全額、市町村に 対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収
6. 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 (データヘルス事業等)

出典：厚生労働省資料(抜粋)

2. 特別区の国民健康保険の動向

特別区（東京23区）では、現在例外的に国基準とは異なり、保険料率などについて統一的な取り扱いをしている。

- ・国民健康保険料について特別区で統一的な保険料率を設定（介護分を除く）
- ・高額療養費を保険料率算定時に賦課総額へ見込まない措置を行う（※）
（・・・本来より算定用賦課総額が少なくなり、結果的に保険料率を引き下げている）

⇒現在、都道府県化の動向を踏まえて、特別区で協議を行っている。

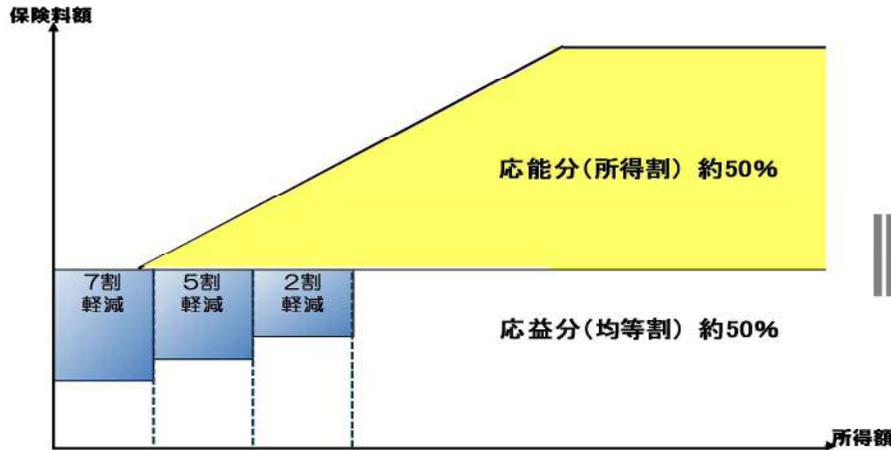
※平成26年度から段階的に賦課総額への算入を実施しており、平成30年度から国基準と同じとなる予定。

国民健康保険制度の見直し（保険料関係・平成29年度施行予定）

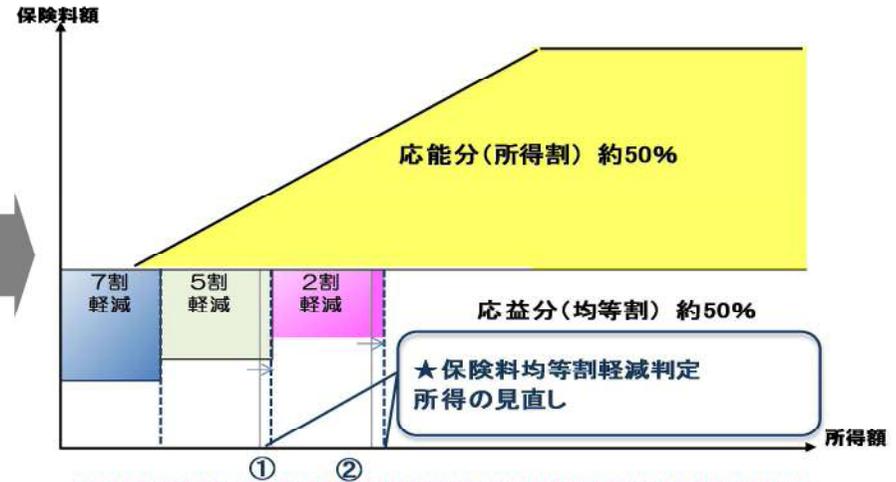
- 低所得者の国民健康保険料負担軽減：保険料均等割軽減判定所得の見直し（品川区国民健康保険条例 第19条の2）
軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を引き上げる。
⇒軽減対象者が拡大する。

※賦課限度額については現行基準（「基礎賦課分：54万」、「後期支援分：19万」、「介護分：16万」）を据え置く。

現行



改正後



■ 軽減判定所得(現行)

- ・7割軽減基準額
= 基礎控除額(33万円)
- ・5割軽減基準額
= 基礎控除額(33万円)+**26.5万円**×(被保険者数*)
- ・2割軽減基準額
= 基礎控除額(33万円)+**48万円**×(被保険者数*)

■ 軽減判定所得(改正後)

- ・7割軽減基準額
= 基礎控除額(33万円)
- ①5割軽減基準額
= 基礎控除額(33万円)+**27万円**×(被保険者数*)
- ②2割軽減基準額
= 基礎控除額(33万円)+**49万円**×(被保険者数*)

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

平成 29 年度 特別区国民健康保険基準料率等の設定について

1 平成 29 年度基準保険料率算定における基本的な考え方

①高額療養費等の賦課総額算入率 75% (75/100 : 前年度比8%増)

高額療養費等の賦課額については、平成28 年度基準保険料率算定時に確認された段階的な算入(国保の広域化の1 年延伸に伴う見直し)を継続するが、平成29 年度は、平成27 年度の医療費の伸びから推計した、1 人当たり療養給付費の増(28 年度⇒29 年度 : 6,026 円増)を勘案し、高額療養費等の賦課総額算入率を8%に抑えた75% (75/100) とする。

②賦課割合は 58 : 42 とする

平成28 年度と比較して、1 人当たり医療費の増、及び高額療養費等の賦課総額への継続的な算入に伴い、保険料の上昇幅が大きくなるため、保険料負担が厳しい世帯に配慮し、賦課割合を据え置き、58 : 42 とする。

③医療費適正化施策への対応

各区の既存事業のうち、先進的な取り組みや医療費適正化に効果が見込める事業について検証を行うとともに、平成30年度以降の国保制度改革を踏まえ、特別区全体として事業実施できるよう、各区の実情に応じた目標年次を定め、今後、段階的に事業の標準化を図っていく。

また平成29年度は、当面の対応として、被保険者への直接的なアプローチも含め、広報媒体を通じて医療費適正化への啓発を継続し、合わせて医師会・薬剤師会等の関係機関に対し、糖尿病重症化予防に関する協力やジェネリック医薬品の利用促進等への働きかけを広域的に行っていく。

2 保険料算定を取り巻く状況

(1) 被保険者数

被保険者数は、これまでの実績及び推計から以下のように見込んでいる。

一般…社会保険への加入増や高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行により、前年度比 2.3%減少すると見込まれる。

退職…退職者医療制度が廃止され、新規加入がなくなるため、被保険者数は、前年度比 24.3%減少すると見込まれる。

(2) 賦課総額

賦課総額を構成する要素については、以下のとおり見込んで算定した。

- ① 被保険者数は、稼働層の社会保険への加入増と高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行により減少する。
⇒保険料と保険給付バランスの不均衡
- ② 療養給付費は、被保険者全体に占める前期高齢者の加入割合が増加し、さらに調剤医療費の増加の影響により、1人当たり医療費が増加する。
⇒医療費増大の加速化
- ③ 前期高齢者交付金は、27年度の療養給付費の増の影響により交付金が増加し、さらに前々年度の精算分としての返納額が減少するため、総額は増加する。
⇒基礎分保険料の減
- ④ 後期高齢者支援金の概算分は、加入者1人当たり負担見込額の増により増加し、前々年度の精算分としての還付額が増加するものの、結果として総額は増加する。
⇒支援金分保険料の増
- ⑤ 病床転換支援金は、負担が課されないこととし、反映。
- ⑥ 高額療養費等の賦課額は、ロードマップに基づき、75/100 を算入する。(約 256 億円)

(3) 旧ただし書所得額（見込み額）について

被保険者1人当たりの旧ただし書所得は、最近の景気動向から、0.5%増を見込んだ。

品川区国保における保険料率等の推移

【基礎分&後期高齢者支援金分】

		平成29年度(案)		平成28年度		平成27年度		平成26年度		平成25年度	
賦課率 ^{※1}		50%		50%		50%		50%		50%	
賦課割合 (所得割:均等割)		61:39		61:39		60:40		60:40		60:40	
		61:39	60:40	61:39	61:39	60:40	60:40	60:40	60:40	60:40	60:40
保 険 料 率 等	所得割率	9.43%		8.88%		8.43%		※2 8.47%		※2 8.36%	
	基礎分	7.47%	1.96%	6.86%	2.02%	6.45%	1.98%	6.30%	2.17%	6.02%	2.34%
	支援金分										
	均等割額	49,500円		46,200円		44,700円		43,200円		41,400円	
	基礎分	38,400円	11,100円	35,400円	10,800円	33,900円	10,800円	32,400円	10,800円	30,600円	10,800円
	支援金分										
賦課限度額	730,000円		730,000円		690,000円		670,000円		650,000円		
基礎分	540,000円	190,000円	540,000円	190,000円	520,000円	170,000円	510,000円	160,000円	510,000円	140,000円	
支援金分											
1人当たり保険料 ^{※5} (減額措置による減額前の値)		126,212円		118,461円		111,750円		107,619円 (108,000円)		102,758円 (103,500円)	
基礎分	98,462円	27,750円	90,769円	27,692円	84,750円	27,000円	80,717円 (81,000)	26,902円 (27,000)	75,965円 (76,500円)	26,793円 (27,000円)	
支援金分											
1人当たり保険料 前年度との差	金額	7,751円		6,711円		4,131円 (3,750円)※4		4,861円 (4,500円)※3		3,052円 (275円)※3	
	率	+6.54%		+6.01%		+3.84% (+3.47%)※4		+4.73% (+4.35%)※3		+3.06% (+0.27%)※3	

※1 健診・保健指導の賦課率は1/3

※2 平成24年度は旧ただし書方式移行に係る経過措置を実施。平成25・26年度は減額措置を実施。

※3 平成25・26年度の()内は減額措置前の1人当たり保険料の前年度との差。

※4 上段部分は前年度分と比較した減額措置実施後の金額・率。平成27年度は減額措置を実施しないが、26年度の減額措置実施前・減額措置実施後額と106,545円との差(増減率)を記載。

※5 一人当たり保険料は各年度の料率試算見込時の比較。

【介護納付金分】

		平成29年度(案)		平成28年度		平成27年度		平成26年度		平成25年度	
賦課率		50%		50%		50%		50%		50%	
賦課割合 (所得割:均等割)		49:51		50:50		49:51		50:50		49:51	
保 険 料 率 等	均等割額	15,600円		14,700円		14,700円		15,300円		15,000円	
	賦課限度額	160,000円		160,000円		160,000円		140,000円		120,000円	

平成29年度収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕＜最終案＞

高額療養費等算入額約256億円
(75% (+8%))

保険料率等 (旧ただし書方式)	28年度 (58:42)	29年度 (58:42)		
		基礎分	支援金分	計
所得割率	8.88%	7.47%	1.96%	9.43%
均等割額	46,200	38,400	11,100	49,500
1人当たり保険料額	111,189	92,289	26,152	118,441
賦課限度額	730,000	540,000	190,000	730,000

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
	28年度保険料〔a〕	13,860	13,860	78,696	176,736	249,996	324,588	400,068	475,548	553,692
29年度										
保険料〔b〕	14,850	14,850	83,921	188,121	265,918	345,130	425,285	505,440	588,424	678,009
28年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	990	990	5,225	11,385	15,922	20,542	25,217	29,892	34,732	39,957
対前年度比〔b〕/〔a〕	1.07	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06
均等割軽減対象	⑦	⑦	②							

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
	28年度保険料〔a〕	27,720	27,720	87,936	222,936	296,196	370,788	446,268	521,748	599,892
29年度										
保険料〔b〕	29,700	29,700	93,821	237,621	315,418	394,630	474,785	554,940	637,924	722,834
28年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	1,980	1,980	5,885	14,685	19,222	23,842	28,517	33,192	38,032	43,582
対前年度比〔b〕/〔a〕	1.07	1.07	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06
均等割軽減対象	⑦	⑦	⑤							

③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(35歳)のみ〕

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
	28年度保険料〔a〕	13,860	24,876	125,232	187,392	253,104	324,144	395,184	469,776	549,696
29年度										
保険料〔b〕	14,850	26,636	133,427	199,437	269,219	344,659	420,099	499,311	584,181	669,051
28年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	990	1,760	8,195	12,045	16,115	20,515	24,915	29,535	34,485	39,435
対前年度比〔b〕/〔a〕	1.07	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06
均等割軽減対象	⑦	⑤								

④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)〕

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
	28年度保険料〔a〕	27,720	47,976	152,952	233,592	299,304	370,344	441,384	515,976	595,896
29年度										
保険料〔b〕	29,700	51,386	163,127	248,937	318,719	394,159	469,599	548,811	633,681	722,972
28年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	1,980	3,410	10,175	15,345	19,415	23,815	28,215	32,835	37,785	47,156
対前年度比〔b〕/〔a〕	1.07	1.07	1.07	1.07	1.06	1.06	1.06	1.06	1.06	1.02
均等割軽減対象	⑦	⑤	②							

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(10歳・収入なし)〕

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
	28年度保険料〔a〕	41,580	71,076	189,912	279,792	345,504	416,544	487,584	562,176	642,096
29年度										
保険料〔b〕	44,550	76,136	202,727	298,437	368,219	443,659	519,099	598,311	683,181	772,072
28年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	2,970	5,060	12,815	18,645	22,715	27,115	31,515	36,135	41,085	-3,042
対前年度比〔b〕/〔a〕	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.06	1.06	1.00
均等割軽減対象	⑦	⑤	②							

⑥給与所得者(65歳未満)4人世帯〔世帯主(35歳)+配偶者(35歳・収入なし)+子(10歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
	28年度保険料〔a〕	55,440	94,176	171,432	289,032	391,704	462,744	533,784	608,376	688,296
29年度										
保険料〔b〕	59,400	100,886	182,927	308,337	417,719	493,159	568,599	647,811	732,532	822,172
28年度保険料との比較 〔b〕-〔a〕	3,960	6,710	11,495	19,305	26,015	30,415	34,815	39,435	44,236	-5,742
対前年度比〔b〕/〔a〕	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.07	1.06	1.06	1.00
均等割軽減対象	⑦	⑤	⑤	②						